



# 広報 おんが

4月号 No. 186

発行 昭和51年4月5日 発行所 遠賀町役場庶務課 印刷 冷牟田印刷合資会社



シワも伸びますお湯の中

(遠賀町老人憩の家にて)

### 人のうごき (2月の住民基本台帳から)

人口	1,0643人(-19)
男	5,082(-15)
女	5,561(-4)
世帯数	2,952戸(-9)

( ) 内は前月比

若草もえる季節  
桜春の候・花ぐもり  
春暖・陽春・春日・春和

4月の書簡用語

誕生石 ダイヤモンド(清浄)

花暦 ふじ(歓迎)

20日 天皇誕生日

18日 通信記念日

10日 発明の日

7日 婦人の日

世界保健デー

卯の花(ウツギ)が咲く月

卯花月を略したもの。

卯月(うづき)

### 4月のこよみ



昭和51年度一般会計予算明細表

(歳入)

(単位千円)

款	本年度 予算額	前年度 当初予算額	比較	%
1 町 税	234,509	181,861	52,648	14.2
2 地方譲与税	10,000	6,000	4,000	0.6
3 娯楽施設利用税交付金	23,500	16,500	7,000	1.4
4 自動車取得税交付金	23,000	8,600	14,400	1.4
5 地方交付税	322,000	280,000	42,000	19.6
6 交通安全対算特別交付金	950	950	0	0.1
7 分担金及び負担金	16,684	11,800	4,884	1.0
8 使用料及び手数料	3,131	2,133	998	0.2
9 国庫支出金	478,206	127,409	350,797	29.0
10 県支出金	4,1020	28,266	12,754	2.5
11 財産収入	9,947	12,015	△ 2,068	0.6
12 寄附金	12,151	1	12,150	0.7
13 繰入金	134,002	2	134,000	8.1
14 繰越金	36,605	51,968	△ 15,363	2.2
15 諸収入	85,283	95,801	△ 10,518	5.2
16 町債	216,800	12,600	204,200	13.2
歳入合計	1,647,788	835,906	811,882	100.0

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 当初予算額	比較	%
1 議会費	35,144	34,741	403	2.1
2 総務費	168,630	155,912	12,718	10.2
3 民生費	187,165	164,097	23,068	11.3
4 衛生費	71,769	104,434	△ 32,665	4.4
5 労働費	110,506	79,865	30,641	6.7
6 農林水産業費	62,200	22,044	40,156	3.8
7 商工費	11,945	11,972	△ 27	0.7
8 土木費	295,839	62,384	233,455	18.0
9 消防費	51,698	51,993	△ 295	3.1
10 教育費	556,431	92,140	464,291	33.8
11 災害復旧費	40	40	0	—
12 公債費	91,411	51,274	40,137	5.6
13 諸支出金	10	10	0	—
14 予備費	5,000	5,000	0	0.3
歳出合計	1,647,788	835,906	811,882	100.0

※備考 本年度予算額と前年度当初予算額において、本年度が数字のうへで高い伸び率になっているのは、前年度が骨格予算で編成し、補助事業は追加予算で計上したのに対し、本年度は当初から補助事業費を計上した関係があります。

予算規模は16億円台に

昭和51年度一般会計

昭和51年3月定例議会は、去る3月12日に開会されて以来、昭和51年度運営町一般会計予算及び条例の一部改正など21件の議案について、慎重に審議の結果、新年度一般会計予算(十六億四千七百七十八万八千円)ほか、20議案を原案どおり可決し、3月26日をもって閉会となりました。

今年度は、一般的に不況沈滞ム

1下のなかで地方自治体の財政状況もきびしいものがありますが、本町の場合、小学校の新設に伴う国の補助事業等が大巾に増え、前年度当初予算に比し大型化したものです。

歳入については、国庫支出金が四億七千八百万円、全体の29%を占め前年度より大巾増になったのははじめ、地方交付税、町税の

歳出においては、普通建設事業費が全体の38%を占めており、この内訳として小学校建設費四億三千九百万円、防衛施設

小学校の新校建設に

4億4千万円計上

周辺道路整備費一億五千六百万円、同和対策事業費四千九百万円、八反田溜池工事費三千五百万円などが含まれておりますが、この外失業対策費として、炭坑離職者緊急事業、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業、など一億九百万円が計上され、投資的経費として公共事業に使われるわけであり、また、消費的経費のなかでは、人件費率が二億八千万円で全体の17%を占め、以下、負担金補助及び交付金8.7%、扶助費、物件費が各々4.7%となっております。

特別会計総額で

2億2千万円

▼遠賀町国民健康保険事業特別会計予算  
一億六千八百五十一万七千円

▼遠賀町農業共済事業特別会計予算  
二千六百六十一万八千円

▼遠賀町土地取得事業特別会計予算  
八百七十万円

▼遠賀町住宅改修資金貸付事業特別会計予算  
二千五百三十四万四千円

# 町条例の一部改正

## 手数料金は4月1日から適用

▼遠賀町国民年金印紙売りさばき基金条例の一部改正について

これは、本年4月1日から年金保険料金が月額千四百円（従来は千二百円）に改正されるのに伴ない現在、印紙売りさばき基金が二百二十拾万円であるのを、二百八拾万円に引上げる必要のため条例改正となったものです。

▼遠賀町税条例の一部改正について

これは、窓口事務関係の手数料を従来、50円であったものを70円に改正したものです。

▼昭和51年度固定資産税の納期第1期分の特例に関する条例の制定について

この件については、縦覧指定期日（例年3月1日）3月25日までは、昭和51年度国民健康保険税率の改正に伴ない、被保険者の均等額及び平等割額について、

▼遠賀町国民健康保険条例の一部改正について

本件は、昭和50年度国民健康保険税率の改正に伴ない、被保険者の均等額及び平等割額について、

▼遠賀町農業共済条例の一部改正について

この条例は、水稲の共済補償充実の見地から、共済金の高額選択への移行措置の一環として、従来一〇〇円〜二〇〇円（本町は、一三〇円）であったものが、農業災害補償法の規定にもとづき、一五〇円〜二二〇円に改められ、本町の場合は、一気に高額選択することとは無理であるところから一七〇円の金額を選択したものであります。

▼水稲無事もどし金の交付について

遠賀町農業共済条例の規定にもとづき、当該会計年度の前三会計年度の間に、災害がない場合に加入者負担共済掛金の3分1に相当する金額を加入者に無事もどしするものです。



## 収入役に三砂氏が就任

任期満了に伴なう収入役の選任については、三月定例議会において社会教育課長三砂貞利氏を選び、3月26日付で発令されました。

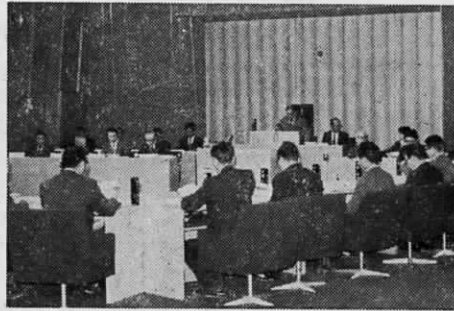
三砂氏略歴

昭和14年県立佐賀商業学校卒業後南満鉄業、食糧公団を経て昭和25年遠賀町職員に任用、民生課長、住民課長、社会教育課長を歴任、在職26年、55歳

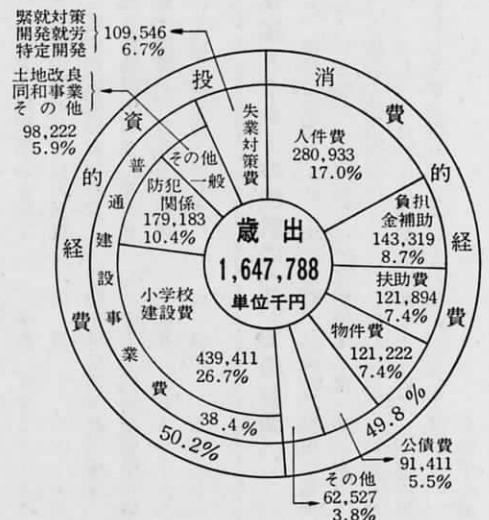
それぞれ6割と4割を減額した金額に改正されたものです。

▼遠賀町印鑑条例の一部を改正する条例

これは、印鑑登録証明を求めるとき、委任状を必要としていたが、印鑑手帳を代理人に預けること自体が委任行為に当たるので、「委任の旨を証する書面」即ち委任状は不要となったものです。（4面に詳細を記述）



昭和51年度一般会計内訳



遠賀町農業共済条例の規定にもとづき、当該会計年度の前三会計年度の間に、災害がない場合に加入者負担共済掛金の3分1に相当する金額を加入者に無事もどしするものです。

交付件数 五七六件  
交付金額 百十九万一千六百二十十円

# 印鑑登録の事務処理と

## 委任状の廃止について

▼5月1日から印鑑証明書の委任状が不要となります

これまででは、印鑑登録証明書の交付申請を代理人に委任するときは、印鑑登録証（印鑑手帳）と委任状（代理権授与通知書）が必要でしたが、印鑑条例の改正により来る5月1日からは、印鑑登録証明書の交付申請を代理人に委任するときでも、委任状の提出の必要はありませんので、代理人には印鑑登録証（印鑑手帳）だけを預けて下さい。

ただし、証明書の発行について特別の申出をされている人は、これまでどおり委任状は必要です。

▼印鑑登録証明書の交付申請を代理人に委任する場合の留意事項

- 1 代理人に印鑑手帳を預けることと自身が証明書交付申請の委任行為になりますので、あなたが信頼できる人だけに預けるようにして下さい。
- 2 あなたの登録した印鑑は預ける必要はありません。
- 3 代理の事柄は交付申請書に押印の必要があり、代理人の印鑑を持参して下さい。
- 4 代理人に預けた印鑑手帳を返してもらったときは、その場で

交付記録書に記入されている交付枚数があなたが委任した枚数と相違ないかを確認して下さい。

印鑑登録証（印鑑手帳）は重要な書類です。亡失しないように特に注意しましょう

▼登録する印鑑について

登録する印鑑（実印）は、高価なものを注文する必要はありませんが、氏名又は氏及び名の一部を組み合わせて彫るようにして下さい。

店先で売っている氏だけの印

## 中間市、玄海町が加入

### 広域化した伝染病院組合

遠賀郡4ヶ町で組織しております伝染病院組合（病院施設は県立遠賀病院に隣接設置）に今回新たに中間市と玄海町（宗像郡）の加入が、伝染病院組合の議会で承認され郡内各町の議会にはかられ取り決めとなったものであります。

従来、伝染病の発生は、ここ数年2、3件程度であり、現有ベッド数30床を遙に下回った数字ですが、日常の維持管理は患者の多少にかかわらず、その費用は増加

判は同一のものが多数あり実印として全く不相当ですから、印鑑登録の必要のない方でも、いつでも登録できるような適当な印鑑をもっておきましょう。

▼印鑑の登録について

- 1 印鑑の登録をする場合は、登録する本人が来庁して、運転免許証等の官公庁発行の写真貼付の証明書の提示が必要ですが、これらの証明書のない人は、当町で印鑑登録をしている人の保証が必要ですが、この保証もしてもらいすることができない人には郵便で照会します。
- 2 この登録申請を代理人に委任した場合は、本人の意志確認のために郵便で照会することに

なりませんから、その回答があるまでは印鑑証明書の発行はできません。この点よく承知しておいて下さい。

▼証明手数料改訂のお知らせ

47年以来、印鑑、住民票、その他の証明手数料は50円（基本額）でしたが、手数料条例の改正により戸籍手数料と同額の70円に4月1日から改訂されました。

又、印鑑の登録を受けるときは印鑑登録証（印鑑手帳）の交付手数料70円（亡失による再交付は200円）が必要になります。

## 51年度三就労事業の計画

### 島津一若松線など3路線

昭和51年度失業対策事業として労働省と接抄中でありました三就労事業（産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労事業、特定地域開発就労事業が、近日中に事業認可となり着工の運びとなります。

島津一若松線道路舗装工事	工事長	292メートル	巾員	5メートル
炭鉱離職者緊急就労事業	工事長	863メートル	巾員	7メートル
特定地域開発就労事業	工事長	588メートル	巾員	4メートル
木守一上別府線道路舗装工事	工事長	588メートル	巾員	4メートル



島津一若松線道路舗装工事

## 水道メーターの検針についてのお願

従来、毎月の水道メーター検針の際、点検表で使用水量をお知らせしていますが、4月からは、定額使用水量（10<sup>3</sup>以内）の家庭には点検表を差入れないようになりましたので、お知らせいたします。なお、4月から水道料金が変更されますので、別途新料金表をお配りしますが併せてよろしくお願いたします。

中間市水道局

# 運転が示すあなたのお人柄

4月6日～4月15日

## 春の全国交通安全運動始まる

遠賀町では、昭和50年中に83件の交通事故が発生し、3人が亡くなられ、139人が負傷されています。これは昭和49年に比べ、発生件数で1件、死者2人、負傷者で19人の増加となっています。折尾

市区町交通事改発生状況

区分	発生件数			死者			傷者		
	50年	49年	増減	50年	49年	増減	50年	49年	増減
八幡西区	286	330	-44	6	7	-1	391	481	-90
中間市	125	139	-14	0	5	-5	160	166	-6
水巻町	109	93	+16	0	2	-2	141	119	+22
芦屋町	55	72	-17	0	0	±0	81	103	-22
遠賀町	83	82	+1	3	1	+2	139	120	+19
岡垣町	97	96	+1	2	1	+1	137	127	+10
計	755	812	-57	11	16	-5	1,049	1,116	-67

警察署管内の市区町で、死者、負傷者ともに増加したのは遠賀町と岡垣町だけで、他の市区町はそれぞれ減少しています。

このような状況の下で、4月6日から4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

この安全運動の重点目標は左記のとおりです。

▽歩行者、特に子どもと老人の交通事故防止

子どもと老人の交通事故は、昨年町内で6件発生しています。このうちの4件は路上へのとび出しや、車の直前直後横断等歩行者自身が原因で起っています。この交通安全教育とは、交通安全行動の習慣化です。家庭では、子どもに散歩や買物の際に、実際に行動で示してよく教えてあげてください。特に、子どもの目前で横断歩道ではない所を渡るお母さんを見かけますが、あとで子どもがまねをすることになりますので、けつしてなさらないで下さい。子どもは母親を他の誰よりも信頼しています。このことをお母さん方は十分自覚して、子どもの

交通事故防止に御協力をお願いいたします。

▽自転車利用者の事故防止

自転車での事故は昨年5件発生しました。事故の発生は夕方や夜間が多く、これは車の運転者の自転車発見が遅れることが大きな原因となっているためです。夕方以後自転車に乗る場合や、外出する場合には、車に発見されやすい服装になさって下さい。黒よりも緑、緑よりも白よりも赤の方が車に発見されやすく、赤は黒よりも2倍も手前から発見することができます。

▽シートベルト、ヘルメットの着用推進

シートベルトとヘルメットの着用については、7月に50%以上の2輪車に乗る人に、ヘルメットの着用が義務づけられたため、90%以上の人がヘルメットを着用していますが、シートベルトの着用者はごくわずかです。こんなことがありません。

昨年の12月、東京の高架道路を130kmで走行中スリップし、高架から10m転落して車は大破しましたが、ドライバーはシートベルトを着けていたため1週間の

打撲傷で助かっています。シートベルトを着用すれば、致死率は未着用の6分の1です。必ずシートベルト、ヘルメットを着用しましょう。

▽踏切事故の防止

昨年の踏切事故全国一は、どの県か存じですか。残念ながら福岡県が全国一です。昨年は35人、本年は2月29日現在で、すでに5人が亡くなっています。県下には現在2439ヵ所の踏切があります。

切がありますが、そこで発生する事故は、いずれも事故にあわれた人の不注意で起っています。必ず安全を確認してから踏切を渡ってください。

交通安全は、皆さん方一人一人の自覚がなければならず、できません。交通事故をなくして明るい家庭と明るい社会をつくるため、春の全国交通安全運動に御協力下さいませようお願いします。

## 市区町別類型別

(件数)

市区町別		八幡西区	中間市	水巻町	芦屋町	遠賀町	岡垣町	計
車対車	正面衝突	22	8	5	6	13	7	61
	出会頭衝突	32	15	11	6	8	8	80
	右折時側面衝突	15	5	8	2	7	9	46
	左折時側面衝突	7	4	3	0	1	4	19
	追突	82	21	25	4	30	21	183
	車両単独	15	9	17	2	7	5	55
	その他	6	10	6	1	5	8	36
人対車	交差点横断中	20	5	3	3	0	3	34
	横断歩道上	1	1	1	2	1	1	7
	横断歩道外	9	2	3	4	0	7	25
	単路横断中	26	15	6	10	1	7	65
	横断歩道外	12	4	4	2	2	4	28
路上への飛び出し	27	15	8	7	3	5	65	
その他	12	11	9	6	5	8	51	
自転車対車	12	11	9	6	5	8	51	
計		286	125	109	55	83	97	755

とびだすな くるまのかけに またくるま

# 公民館使用についてのお願

公民館の使用については、左記のような条例や規則で定められていますので、よくお読みの上、公民館の運営に御協力下さいませようお願いいたします。

## 遠賀町公民館条例(抜粋)

### ▽使用の許可

第7条 公民館を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 1 使用者の住所、職業及び氏名
- 2 使用の目的
- 3 使用の日時
- 4 会合者の予定人員

### ▽使用の制限

第9条 教育委員会は、管理上必要があると認められるときは、第7条の許可について使用の制限、その他必要な条件を付けることが出来る。

- 2 教育委員会は、使用者が次の各号の1に該当する場合は使用を許可してはならない。
  - (1) 公の秩序、又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた場合
  - (2) 社会教育法第23条の規定に反すると認めるとき

### ▽使用の停止又は取消

第10条 使用者が、次の各号の1に該当するときは、教育委員会は

- 1 もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営

利事業を援助すること。  
 2 特定の政党の利害に関する事業を行ない、又は公利の選挙に関する、特定の候補を支持すること。  
 3 市町村に設置する公民館は、特定の宗派を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

### ▽使用料

第11条 公民館の使用については使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料の額は、別表のとおりとし、これを前納しなければならない。

### ▽使用料の返還

第13条 既納の使用料は返還しない。ただし次の場合においては、その全部又は一部を返還することが出来る。

- 1 使用者の責に帰することのできない理由により、使用することができないとき。
- 2 使用前に使用の許可の取消、又は変更の申し出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- 3 第10条3号の規定により使用を停止し、又は許可を取り消したとき。

## 社会教育法(抜粋)

### (公民館の運営方針)

第23条 公民館は次の行為を行なってはならない。

- 1 もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営

## 遠賀町公民館運営等に関する規則(抜粋)

### ▽開館時間

第2条 公民館の開館時間は午前9時から午後10時までとし、都合により伸縮することができる。

### ▽休館日

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末、年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (4) その他館長が管理上必要と認められた日

2 前号に定められた日に館務が生じたとき、又は館長が特に認めた場合はこの限りではない。

第8条 公民館の利用者は、公民館の施設、設備をき損し又は、滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

### なお公民館の使用については、

遠賀町中央公民館内の教育委員会(電話(3)1355又は1356)へお問い合わせ下さい。

中央公民館使用料

使用時間	部屋名	大集会室	会議室(和)	調理実習室	視聴覚室	講義室	会議室	展示室	クラブ室	茶室
9時から11時まで	三時間	3,000	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	500	500
11時から13時まで	四時間	4,000	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	500	500
13時から15時まで	八時間	8,000	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	500	500
15時から17時まで	四時間	4,000	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	500	500
17時から19時まで	九時間	9,000	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	500	500
19時から21時まで	七時間	7,000	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	500	500
冷 暖 房										
(一時間当り)										

器具類使用料金

十六ミリ映写機	四時間まで	1,000円	但し、一時間超過毎に500円の割増加算
スライド	四時間まで	500円	但し、一時間超過毎に500円の割増加算
放送器材	四時間まで	1,000円	但し、一時間超過毎に500円の割増加算
ガ ス	調理台一台につき	300円	とする。

### 備考

- 1 入場料、会費を徴収し、かつ営利又は商業宣伝を目的とする催物については割増加算
- 2 入場料、会費を徴収するもので、営利又は商業宣伝を目的としない催物及び入場料、会費を徴収しないで、営利又は商業宣伝を目的とするものについては五割加算。

別表二 公民館別館使用料

部屋名	使用時間	
	三時間	四時間
ホール	2,000円	4,000円
広間(和)	2,000円	4,000円
控室	300円	500円
その他	500円	1,000円

結婚式の場合(三時間) 一、五〇未満の場合(広間、控室) 三、〇〇〇円  
 二、五〇以上の場合(ホール、広間、控室) 四、〇〇〇円

特別電気料金 三、〇〇〇円  
 暖房加算金(十二・一・二・三月) 五、〇〇〇円  
 放送器具 一回につき 五、〇〇〇円

消防 119 コーナー

— 煙の恐ろしさについて —

近頃の建物は、コンクリートやアルミサッシで外周を囲み、内部は個室化されたものが多くなっています。また室内には石油などから作られた化学製品が多くもちこまれています。

このようなところで火事が起きると、まず、大量の煙と有毒ガスが発生し、急速に燃焼が拡大します。

○有毒ガスを含んでいる。  
○微粒子が肺細胞に入り窒息する  
○煙の上昇は急速である。  
○煙につかまるな  
○見通しが悪くなり恐怖感を与えらる。  
○できるだけ姿勢を低くして避難する。

火事による死者の多くは、火事の初期の煙によるものです。従って煙の恐ろしさを十分知っておくことが火事から命を守る大切なポイントです。

○ハンカチなど口にあてて、呼吸は小さくして避難する。

※管内火災・救急発生状況（1月～2月まで（ ）内は2月分）

種類	町名	件数	合計
火災	水巻町	2 (1)	2
	芦屋町	4 (2)	
救急	岡垣町	2 (2)	2
	遠賀町	0 (0)	
	合計	8 (5)	192 (99)

遠賀町身体障害者福祉協議会発足

いままで当町では身体障害者の会と傷夷軍人会と別々に組織活動をしていましたが、昭和51年度より両会を統合し遠賀町身体障害者福祉協議会と称を改め発足する事になりました。この会は身体障害者福祉法と戦傷病者特別援護法に基づいて互助の精神を養い、かつ

事務局（町役場住民課福祉係内）

泣き寝入りせずに

たのもう検察審査会

詐欺、おどし、傷害、暴行、交通事故などの被害をうけ、警察や検察庁に訴えたが、検事がその事件を裁判にかけてくれない。つまり不起訴処分はどうも納得できない。……こんな不満を持っている方はいませんか。そういう方はそのまま泣き寝入りしないで検察審査会に御相談下さい。犯罪を告訴、告発した人や犯罪によって害をうけた人で検事の不起訴処分に不服のある方は、だれでも審査申し立てをすることができます。

申し立ての費用は無料で、くわしくは小倉検察審査会事務局（小倉北区金田一丁目・福岡地裁小倉支部内・電話093（561）3431）に問い合せて下さい。

知事表彰に白石三治郎氏

福岡県身体障害者福祉大会

身障者福祉法制定25周年を記念し身障者更生援護思想の啓発、普及をはかり、身障者の更生意欲の高揚をはかるため、標記大会が2月16日福岡市電気ビルで開催されました。当町からは東町にお住まいの白石三治郎氏が身体障害者の更生援護に尽した功績が特に顕著であった為、更生援護功労者として表彰されました。今後とも身体に気を付けられ、町身障者の為、尽力下さるようお願い致します。

我が町のクラブ紹介 (7)

— バドミントン同好会 —

日本のバドミントンは、いまや世界のバドミントンでも一流国になっています。世界選手権でも、女子は第4回以来3回連続ユーバー杯を獲得しており、男子もトマス杯にもう一步手が届くところになっていきます。

バドミントンはインドで生れ、英国で育ったといわれています。

1820年頃インドでプレイしていたブリーナというゲームは、洋皮製の球をネット越しにラケットで打ち合うもので、これがインド国内に普及して行きました。1874年インドに巡駐していた英国の将校が、帰国後グロスター州バドミントンに住むビュフオード卿に伝え、彼を会長としたスポーツ団体ができました。競技の名前は、このバドミントンという地名から取ったとされています。

日本にもこれに似たゲームは追い羽根つきとして知られていますが、しかしこうしたゲームはコートもネットも使わず、ただ向いあつた2人ができるだけ長く羽根を打ち合うだけです。日本にバドミントンが入って、まだ日も浅いのですが、10年前にはすでに全英選手権に参加しています。短時間で急速に普及し、レベルも高くなつたのは、バドミントンが日本人に合ったスポーツであるからなのでしょう。



本町のバドミントン同好会は、現在会員は22名で、毎週水曜日の午後7時から9時まで、遠中の体育館で練習をしています。2時間バッチリやりますと、一汗も二汗もかいてさっぱりした気分です。「やってみようかな」と思う方は、ふるって御参加下さい。老若男女を問わず歓迎いたします。

では、毎週水曜日、午後7時～午後9時、遠賀中学校体育館でお会いいたしましょう。

今月の税金

軽自動車税 全期

納期限 4月26日まで

期限内に完納しましょう

固定資産課税台帳縦覧の

再延期について

固定資産課税台帳の縦覧につきましては、先般回覧をもって告知

らせておきましたが、御承知のようにロッキード事件等のため、法改正の国会審議が空転し改正法の成立が遅れたため、縦覧期間を

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。



昭和51年度身体障害者

巡回相談のお知らせ

身体障害者に対し巡回して医学的判定等を行ない、又更生に必要な相談に応じ、援護の万全を期するため、巡回相談が次のとおり実施されますので利用されますようお知らせします。なお、巡回相談当日の混雑を防ぐため、前もって巡回相談予約受付を行いますので代理人でもけっこうですので予約受付を行って下さい。

身体障害者手帖所持者で次の5のうちいずれかに該当する相談の必要がある者、及び身体に機能的な

▽対象者

身体障害者手帖所持者で次の5のうちいずれかに該当する相談の必要がある者、及び身体に機能的な

▽巡回相談日

昭和51年6月15日

午前10時～午後3時まで

岡垣町東部出張所

▽巡回相談日

昭和51年6月10日

午前10時～午後3時まで

岡垣町東部出張所

▽巡回相談日

昭和51年6月10日

午後1時～4時まで

岡垣町東部出張所

▽巡回相談日

昭和51年6月10日

午後1時～4時まで

岡垣町東部出張所

更に左記のとおり延期しましたのでお知らせします。

▽縦覧期間

昭和51年4月12日から

昭和51年5月1日まで

▽縦覧場所

遠賀町役場財務課事務係

成人老人病検診中止について

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

毎月第3月曜日の午後実施しておりました成人老人病検診を、都合により4月から中止いたしますので、お知らせいたします。

第2回遠賀町男子バレーボール大会せまる

51年度体育行事のスタートとして、第2回遠賀町男子バレーボール大会を、左記のとおり開催いたしますので、各地区ともふるって御参加下さい。

4月25日(日)

午前10時から

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

遠賀中学校

男子6人制バレーボール

☆試験

※不動産鑑定士第1次試験

詳細は、福岡県企画開発部土地対策課・電話092(712)8659へ

※遠賀郡消防職員採用試験

詳細については、遠賀郡消防署総務課・電話(3)1231へお問い合わせ下さい。

水道工事当番店の

お知らせ(4月分)

福田工務店 電話(3)0168

1・5・9・13・17・21日

25・29日

高崎工務店 電話(3)1625

2・6・10・14・18・22日

26・30日

佐伯工務店 電話(3)0170

3・7・11・15・19・23・27日

水谷工務店

電話 鞍手局 {4676(昼) 0327(夜)}

4・8・12・16・20・24・28日

香典返しのお礼

次の方から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。

心から故人のご冥福をお祈りいたし厚くお礼申し上げます。

故一田信義殿

(浅木) 一田ヒサエ様

故一田信義殿

(浅木) 一田ヒサエ様

故一田信義殿

(浅木) 一田ヒサエ様

故一田信義殿

(浅木) 一田ヒサエ様

故一田信義殿

(浅木) 一田ヒサエ様